

☆休業手当がある場合の離職証明書等記載の注意点☆

* 休業手当が支払われた日の間に所定休日のみがある場合の記載方法 *

1日 月		1日 月	休業
2日 火		2日 火	休業
3日 水		3日 水	休業
4日 木	休業	4日 木	休業
5日 金	休業	5日 金	休業
6日 土	公休	6日 土	公休
7日 日	公休	7日 日	公休
8日 月	休業	8日 月	休業
9日 火	休業	9日 火	休業
10日 水	休業	10日 水	休業
11日 木		11日 木	休業
12日 金		12日 金	休業
13日 土	公休	13日 土	公休
14日 日	公休	14日 日	公休
15日 月		15日 月	休業
16日 火		16日 火	休業
17日 水		17日 水	休業
18日 木	休業	18日 木	休業
19日 金		19日 金	休業
20日 土	公休	20日 土	公休
21日 日	公休	21日 日	公休
22日 月	休業	22日 月	休業
23日 火		23日 火	休業
24日 水	休業	24日 水	休業
25日 木		25日 木	休業
26日 金		26日 金	休業
27日 土	公休	27日 土	公休
28日 日	公休	28日 日	公休
29日 月		29日 月	休業
30日 火		30日 火	休業

【連続した休業の場合】
休業5日
所定休日2日
休業手当××××円

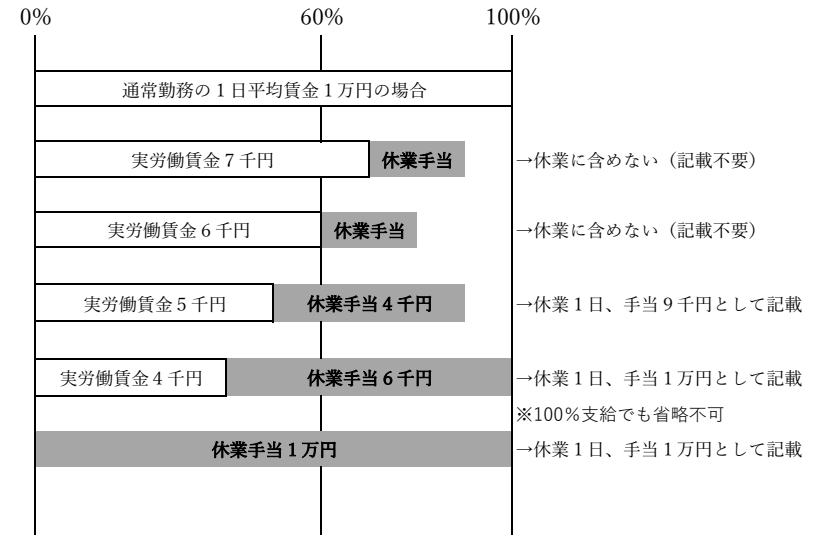
【全期間休業の場合】
「全休業」と記載するだけで可

【連続しない休業の場合】
休業3日
所定休日0日
休業手当××××円

※日給制、時給制の場合は所定休日の記載不要

* 時短休業の記載方法 *

時短休業の場合、時短した日の実労働賃金が60%以上であれば、賃金計算上は休業と見なさずに計算するので記載不要。



休業日数は時間単位で記載しない。上記のとおり実労働賃金が60%未満であれば休業時間数に関わらず1日としてカウントする。